

令和8年度つながりサポート支援事業委託業務仕様書(案)

1.業務の趣旨及び目的

孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう、女性同士が交流できる場、情報を共有できる場を設け、支援を必要とする女性を適切な支援機関につなぐことができるよう相談を兼ねた居場所づくりを実施する。

2. 委託業務の概要

孤独や孤立による不安を抱える女性に対しての居場所づくりについては、沖縄本島内において、居場所を週2回以上実施し、継続的に支援が必要な不安を抱える女性の個々の悩みや状況に寄り添った支援を行い、自立に向けての支援を実施する。加えて専門職による相談会等も実施する。

また、女性同士が交流できる場、情報を共有できる場として、女性の興味・関心を持つようなワークショップを月1回程度実施することにより、社会との絆・つながりのきっかけを提供する。必要に応じて、常駐型の居場所等につなぎ、悩みの相談を受け、適切な支援機関へ繋げること。

居場所に集まった女性に対して、必要に応じ生理用品を配布し、生理の貧困問題についても緊急的に支援すること。

3.業務を委託する期間

契約の日から令和9年3月1日までとする。

4.委託業務の内容

沖縄県(以下、甲とする。)が、契約の相手方(以下、乙とする。)に委託する業務内容は、次のとおりとする。

(1)居場所づくりの実施・運営・管理

- ・沖縄本島内において、居場所を週2回以上し、継続的に支援が必要な不安を抱える女性の個々の悩みや状況に寄り添った支援、また、自立に向けての支援を実施すること。加えて専門職による相談会等も実施すること。
- ・また、女性同士が交流できる場、情報を共有できる場として、女性の興味・関心を持つようなワークショップを月1回程度実施すること。必要に応じて、居場所につなぎ、悩みの相談を受け、適切な支援機関へ繋げること。
- ・居場所に集まった女性に対して、必要に応じ生理用品を配布し、生理の貧困問題についても緊急的に支援を行うこと。
- ・乙は、甲の承認を得た「実施計画書」に基づき本事業を実施するものとする。

(2)広報及び啓発について

乙は、本事業に係る業務の実施を周知し、広く孤独・孤立で不安を抱える女性に対して、自らのネットワークを駆使し、案内チラシ等の作成及び配布等、効果的な広報活動等、女性の参加を促進する仕掛けづくりを実施するものとする。

(3)居場所づくり等の評価を行うためのアンケート実施

委託業務の評価を担うものとして、乙は、実施した個別相談の内容と、支援を必要とする女性等からとったアンケートの結果をとりまとめ「委託業務実績報告書」に盛り込むものとする。

(4)委託業務完了報告書の作成

乙は委託業務終了後、実施結果について、契約書に定める「委託業務完了報告書」を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(5)作業日誌等の作成

当該業務に直接従事する者の直接作業時間数を確認するための作業日誌等を作成すること。

(6)その他

上記に付随する業務を行うものとする。

5.その他の留意事項

- ①乙は、業務の遂行にあたっては、適宜、連絡・調整を行い、必要に応じて甲の指示を受けるものとする。
- ②乙は、当該委託業務については責任者1名を置き、県との協議及び事務打ち合わせに出席させるものとする。また、業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。
- ③乙は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等の関係法令を遵守するものとする。
- ④乙は、当該事業について、甲の了解なしに他者に全部又は一部を再委託することはできない。ただし、資料の収集・整理、複写、印刷、製本、原稿・データの入力及び集計等の軽微な部分についてはその限りではない。